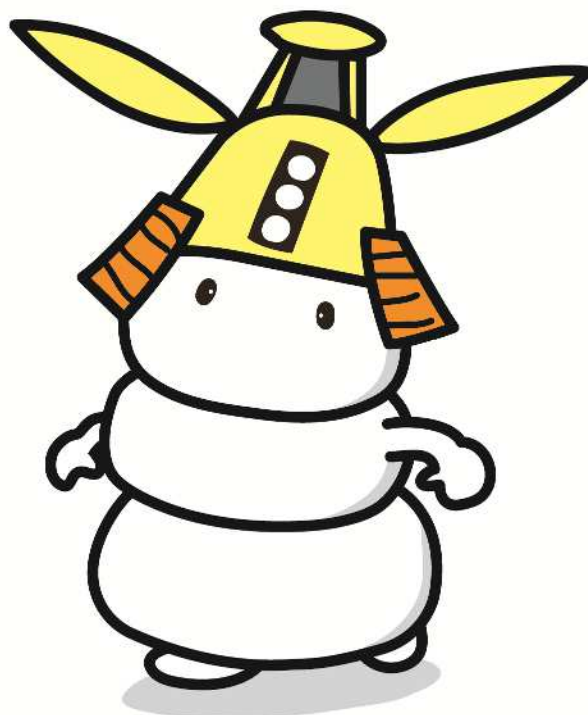


自治会法人化の手引き



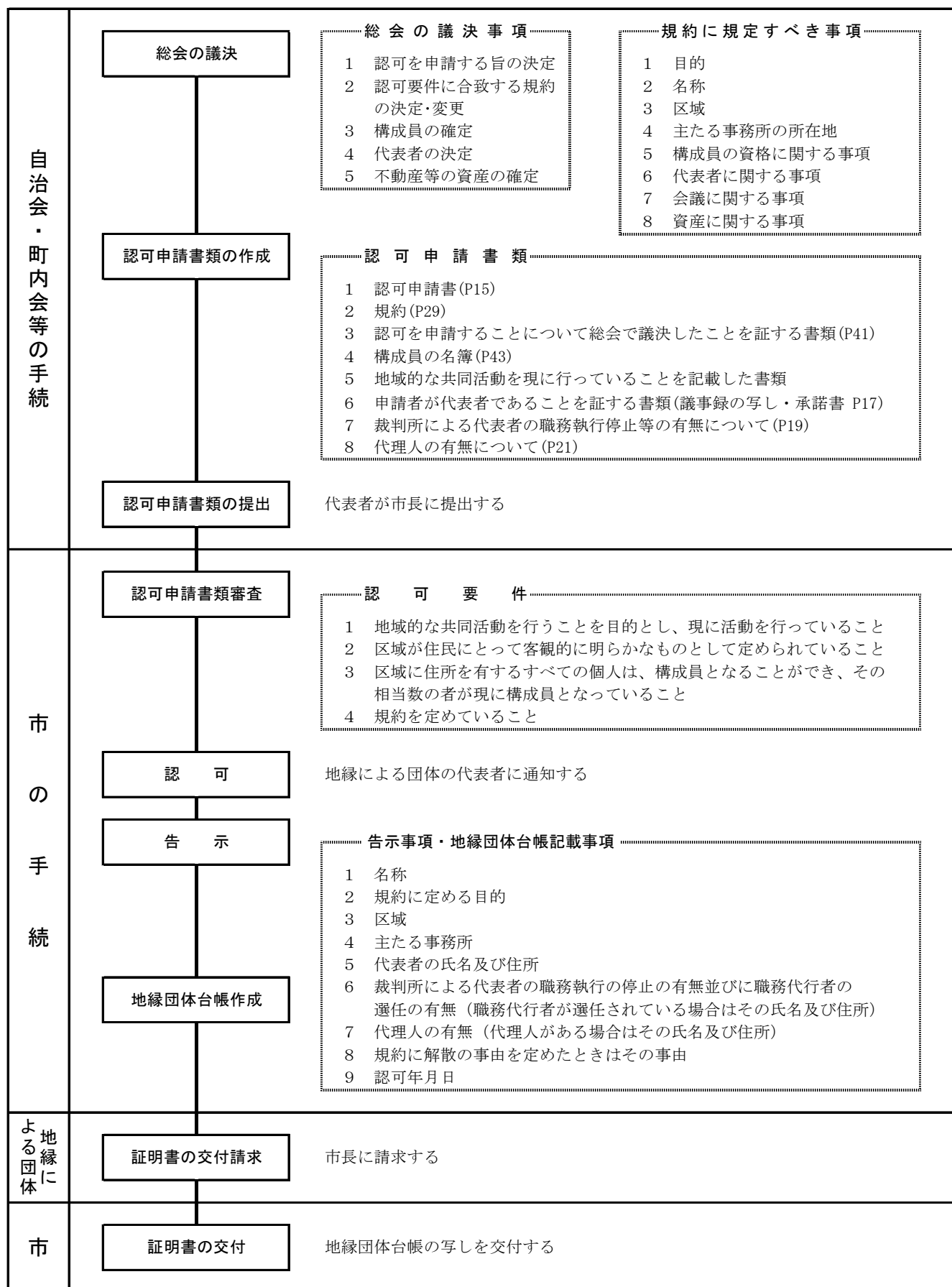
津 市

令和6年2月改訂版

目次

地縁による団体の認可手続の流れと証明書の交付まで	2
1. 認可地縁団体とは	3
2. 認可の対象	3
3. 認可の要件	3
4. 認可申請に必要な書類等	4
5. 認可・告示について	6
6. 認可告示後の手続き等	6
(1) 認可地縁団体としての印鑑登録	6
(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	7
(3) 不動産登記	7
7. 認可地縁団体の義務	7
8. 認可地縁団体に係る税金	8
9. 認可の取り消しと解散	9
10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	9
11. Q & A	10
12. 様式及び作成例	14

地縁による団体の認可手続の流れと証明書の交付まで



1. 認可地縁団体とは

自治会・町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利なき社团」に該当するものと位置づけられ、自治会などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて自治会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

2. 認可の対象

認可の対象となるのは、自治会のように一定の区域内に住所を有するという「つながり」によって組織された団体であり、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、「地縁による団体」と呼ばれています。

ただし、青年団や婦人会、子ども会など年齢や性別によって入会制限を設けている団体や、スポーツ少年団や伝統芸能保存会など活動の目的が限定されている団体は、地縁による団体とは認められません。

また、認可にはこれまで団体が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが前提とされていましたが、令和3年11月26日の法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために市区町村長の認可を受けることが可能になりました。

3. 認可の要件

地縁による団体が法人格を得るためには、次の4つの要件を必要とします。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。

※「現にその活動を行っている」と認められるとは、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番又は住居表示による区域のほか、河川・道路等で区画が画されているなど、地縁による団体の構成員だけでなく、市内のその他の住民にとっても容易に区域・範囲がわかる状態であることが必要です。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となる資格を有します。また、「相当数」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

(4) 規約を定めていること。

※規約には(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

4. 認可申請に必要な書類等

地縁による団体の法人化には、市長の認可が必要です。認可の申請は、総会において認可を申請する旨の決定を行ったうえで、所定の認可申請書に以下の書類を添えて提出してください。

(1) 規約(P29)

規約には(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

※規約(案)を総会に諮る前には、地域連携課または各総合支所生活課/地域振興課までご相談ください。



(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (P 4 1)

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものを添付してください。

(3) 構成員の名簿 (P 4 3)

世帯主だけでなく、構成員全員の住所、氏名を記載したもので、会員であれば未成年者の氏名も記入が必要です。

(4) 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

申請前年度の活動実績報告書等を提出してください。

(5) 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの）と、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書（P 1 7）で、申請者本人の署名・押印のあるものを提出してください。

(6) 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について (P 1 9)

民事保全法第24条（仮処分の方法）に基づき、裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任がある場合は、その旨の記載が必要です。

(7) 代理人の有無について (P 2 1)

地方自治法第260条の8又は第260条の10に基づく代理人がある場合は、その旨の記載が必要です。

5. 認可・告示について

認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は認可し、告示を行います。市長の告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局への法人登記申請は必要ありません。（不動産登記については法務局、司法書士等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- (7) 代理人の有無
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

6. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録

津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成18年1月1日規則第46号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

○印鑑登録できる人

- ・認可地縁団体の代表者及び代表者から委任を受けた代理人

○印鑑登録に必要なもの

- ・登録を受けようとする団体印
- ・認可地縁団体の代表者が当市にて印鑑登録している印鑑
（代理人が登録申請する場合は代理人の印鑑登録している印鑑）
- ・代理人申請の場合は代表者からの委任状

※問い合わせ先 市民課または各総合支所市民課／市民福祉課

（２）認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は１通につき２００円です。

※問い合わせ先 市民課または各総合支所市民課／市民福祉課

（３）不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

※問い合わせ先 津地方法務局（０５９－２２８－４１９１）

地縁団体の証明書が必要な場合は証明書交付申請書（Ｐ２３）により、地域連携課、各総合支所生活課／地域振興課まで請求してください。証明書は１通につき２００円です。

７．認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

（１）告示事項の変更（地方自治法第２６０条の２第１１項）

告示された事項に変更が生じた場合は、市長に対して届出が必要です。以下の書類を添えて提出してください。

①代表者が代わったとき

- ・告示事項変更届出書（Ｐ２５）
- ・承諾書（Ｐ１７）
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写し等）

②名称、目的、区域、主たる事務所の所在地が変わったとき

- ・告示事項変更届出書（Ｐ２５）
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写し等）

（２）規約の変更（地方自治法第２６０条の３第２項）

規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。以下の書類を添えて提出してください。

※規約の変更をする際は事前に地域連携課または各総合支所生活課/地域振興課までご相談ください。

- ・規約変更認可申請書（Ｐ２７）



- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写し等）

（３）財産目録の作成と備え置き（地方自治法第２６０条の４第１項）

認可を受けるとき及び毎年１月から３月までの間（ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終了の時）に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

（４）構成員名簿の備え置き（地方自治法第２６０条の４第２項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。（ただし、市への報告、提出は必要ありません。）

（５）総会開催の義務（地方自治法第２６０条の１３）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開いてください。

８．認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体は、法人格を取得することにより、法人住民税の納税義務者となり、法人の設立届や税の申告・納付が必要となります。詳しくは各届出場所でご確認ください。

※ 法人税法上の収益事業を行っていない団体は減免制度が受けられる場合があります。収益事業についてご不明な場合は津税務署へお問い合わせください。

（１）法人県民税・法人事業税に関する届出について

○届出場所 三重県津総合県税事務所
〒５１４－８５６７
津市桜橋三丁目４４番地３４
電話番号 ０５９－２２３－５０２５

（２）法人市民税に関する届出について

○届出場所 津市役所政策財務部市民税課諸税担当
〒５１４－８６１１
津市西丸之内２３番１号
電話番号 ０５９－２２９－３１２９

○届出書類 法人市民税の設立届
市長が交付した認可通知の写し
規約の写し

(3) 法人税に関する届出・収益事業について

○届出場所 津税務署
〒514-8545
津市桜橋二丁目99番地
電話番号 059-228-3131

9. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取消し

認可地縁団体は認可の要件（P3～P4）のうち、そのいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたとき、市長は認可を取り消すことができます。

(2) 解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ・規約で定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取消し
- ・総会員の4分の3以上の同意による総会の決議
- ・構成員の欠亡

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、登記の申請に支障を来していました。

そのため、地方自治法が改正され（平成27年4月1日施行）、認可地縁団体が従来から保有する不動産であって、登記名義人やその相続人の全部または一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで登記申請できるようになりました。

※問い合わせ先 地域連携課、各総合支所生活課／地域振興課

11. Q & A

Q 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A これまで、地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体の法人格の取得は認められていませんでした。

しかし、令和3年11月26日の法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために、地縁による団体として認可を受けることが可能になり、不動産の保有は不問となっています。

Q 3 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

A 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 4 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付けることができないこととされています。したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。

なお、未成年者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなる場合もあります。

ただし、その区域に住所を有するすべての人のうち、相当数（その区域の住民の過半数）の者が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年者を構成員とすることは必要ではありません。

Q 5 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

A 法人が地縁による団体の構成員になり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 6 認可申請時に提出する構成員名簿には何を記入すればよいですか。

A 構成員の氏名、住所のみを記載したものでよく、年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また、自署である必要はありません。

Q 7 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか。

A 地方自治法施行規則第18条第1項第3号では、申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。この場合の構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであることから、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができます。このことから、世帯員である生まれたばかりの子どもについても、構成員であるかどうかを基準に名簿に登載するか否かを判断することになります。住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

Q 8 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

A 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

Q 9 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であるため、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、神社の祠等を保有していても認可の対象となります。

12. 様式及び作成例

・ 認可申請書（様式 1）	1 5
認可申請書（記入例）	1 6
・ 承諾書	1 7
承諾書（記入例）	1 8
・ 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について	1 9
裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（記入例）	2 0
・ 代理人の有無について	2 1
代理人の有無について（記入例）	2 2
・ 証明書交付請求書（様式 2）	2 3
証明書交付請求書（記入例）	2 4
・ 告示事項変更届出書（様式 3）	2 5
告示事項変更届出書（記入例）	2 6
・ 規約変更認可申請書（様式 4）	2 7
規約変更認可申請書（記入例）	2 8
・ 規約（会則）の作成例及び作成上の留意事項	2 9
・ 総会議事録の作成例	4 2
・ 構成員の名簿作成例	4 4

様式 1 (第十八条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 津 市 長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式 1 (第十八条関係)

令和○年□□月△△日

(あて先) 津 市 長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地規約で定めた自治会の名称、及
び主たる事務所の所在地を記入
してください。

名 称 ○○○自治会

所在地 津市●●町□□番地

代表者の氏名及び住所

会長の氏名と住所をご記入くだ
さい。

氏 名 津市 太郎

住 所 津市●●町△△番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を
円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを
記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

承諾書

令和 年 月 日

私は、 の代表者となることを承諾します。

住所 津市

氏 名

記入例

承 諾 書

【代表者変更の場合】

総会以降の日付をご記入ください。

令和〇年□□月△△日

私は、 **〇〇自治会** の代表者となることを承諾します。

【代表者変更の場合】

新会長の住所、氏名をご記入ください。

住 所 **津市 ××町△△番地**

氏 名 **津市 太郎**

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

名 称 _____

代表者名 _____

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2. 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無 (有 ・ 無)

有りの場合

職務代行者 氏名 _____

住所 _____

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。
該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：民事保全法

第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

令和〇年□□月△△日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

名 称 〇〇〇自治会代表者名 津市 太郎1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ ☒ 無)2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ ☒ 無)

民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、ご記入ください。

有りの場合

職務代行者 氏名住所

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：民事保全法

第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

代理人の有無について

名 称

代表者名

1. 代理人の有無

(1) 有 有りの場合
代理人 氏名

住所

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。
この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

名 称 ○○○自治会

代表者名 津市 太郎

(1) 有 有りの場合
代理人 氏名

住所

(2) (無)

代理人等がいる場合はご記入ください。

参考：地方自治法

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。
この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式 2 （第二十一条関係）

令和 年 月 日

（あて先）津 市 長

住 所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地 方 自 治 法 第 2 6 0 条 の 2 第 1 0 項 の 規 定 に よ り 告 示 し た 事 項 に
関 する 証 明 書 の 交 付 を 下 記 の 通 り 請 求 し ま す 。

記

- 1 請求に係る団体の名称
- 2 請求に係る団体の主たる事務所の所在地
- 3 請求枚数 通

様式2 (第二十一条関係)

令和○年□□月△△日

(あて先) 津 市 長

どなたでも請求できます。
請求される方の住所と氏名をご
記入ください。

住 所 津市××町△△番地

氏 名 津市 太郎

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に
関する証明書の交付を下記の通り請求します。

記

- 1 請求に係る団体の名称

〇〇〇自治会

- 2 請求に係る団体の主たる事務所の所在地

津市●●町□□番地

- 3 請求枚数 1 通

様式3 (第二十条関係)

令和 年 月 日

(あて先) 津 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(注意事項)

- 1 この申請書には、総会で議決したことを証する書類（議事録の写し等）を添付してください。
- 2 代表者の変更を届け出る場合は、代表者の承諾書も添付してください。

様式3 (第二十条関係)

令和○年□□月△△日

(あて先) 津 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称は市に登録されている自治会名です。
主たる事務所の所在地は、自治会で作成された規約でご確認ください。

名 称 ○○自治会

所在地 津市●●町□□番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 津市 太郎

住 所 津市××町△△番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

自治会長が改選された総会の議事録の写し

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所 (旧) 三重 花子 ⇒ (新) 津市 太郎
津市○○町○○番地 津市××町△△番地

2 変更の年月日

令和○年○月○日 ← 就任日

3 変更の理由

定期総会において新任されたため 等

(注意事項)

- 1 この申請書には、総会で議決したことを証する書類（議事録の写し等）を添付してください。
- 2 代表者の変更を届け出る場合は、代表者の承諾書も添付してください。

様式 4 （第二十二条関係）

令和 年 月 日

（あて先）津 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 2 6 0 条の 3 第 2 項の規約の変更認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

（注意事項）

- 1 この申請書には、規約変更の内容及び理由が記載された書類（総会資料等）と、規約変更を総会で議決したことを証する書類（議事録の写し等）を添付してください。
- 2 名称、目的、区域、主たる事務所等を変更した場合は、告示事項変更届の提出も必要となります。

様式4 (第二十二条関係)

令和○年□□月△△日

(あて先) 津 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 津市●●町□□番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 津市 太郎

住 所 津市××町△△番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(注意事項)

- 1 この申請書には、規約変更の内容及び理由が記載された書類（総会資料等）と、規約変更を総会で議決したことを証する書類（議事録の写し等）を添付してください。
- 2 名称、目的、区域、主たる事務所等を変更した場合は、告示事項変更届の提出も必要となります。

〇〇〇自治会規約（又は会則）

マーカー部分  は地縁団体にとって重要な部分です。内容を変更される場合は事前にご相談ください。



第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (１) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 (２) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 (３) 集会施設の維持管理
 (４) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 (５) ○○○○○○○○○○○○○○○○○

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うことが目的である必要があります。各項目については、各自治会の活動内容によって、修正や追加等を行ってください。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

【解説】

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。したがって、「〇〇自治会」、「△△町内会」といった名称でよいと解されます。

(区域)

第3条 本会の区域は、津市〇〇〇町〇〇〇番地から〇〇〇番地までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められている必

要があります。町及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいとされています。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：津市〇〇町□のうち△△川の北の区域）も市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。この場合において、告示時には区域内の地番の報告が必要となりますので注意が必要です。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、津市〇〇〇町〇〇〇番地に置く。

【解説】

事務所の所在地が、地縁団体の住所となります。事務所は、代表者の住所に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、ここにいう「住所」とは、民法第22条及び第23条にいう「住所」であり、その個人の「生活の本拠」を指すのであって、住民票にいう「住所」とは異なります。また、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は総会における決議を必要とするため、表記のように定めて、年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当です。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

【解説】

規約例では、入会申込書は会長に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

前条に定める入会手続きと同様の考え方によりますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) その他の役員 名
- (4) 監事 名

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長

があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

地縁による団体については、地方自治法第260条の5に規定されているように代表者（会長）を1名必ず選出する必要があるが、また、監事についても同法第260条の11及び第260条の12で規定されていることから、一人又は複数人の監事を置くことが適当です。

このように、地縁による団体の代表権は代表者（会長）一人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規定に定めることも考えられます。しかしながら、表記のように、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。（ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及び得ないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです。）

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。

なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【解説】

役員の任期は、法律上特に定めはありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員の解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したものを除き、全て総会の決議によって行うとされています（地方自治法第260条の16参照）。規約の改正、解散の決議等、法律上総会の権限とされている事項や、事業計画及び収支予算の決定、事業報告および収支決算の承認等、認可地縁団体にとっての重要事項は、総会の議決又は承認による必要があります。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1） 会長が必要と認めたとき。**
- （2） 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。**
- （3） 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。**

【解説】

総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、同法第260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うためには、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

本条第2項第2号は、地方自治法第260条の14第2項に規定されているものであり、「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

（総会の招集）

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、地方自治法第260条の15の規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（又は、総会の議長は、会長がこれに当たる。）

（総会の定足数）

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（会員の表決権）

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

（1）恒例的に行われる各種共同活動に関する事項

（2）その他軽微な事項

（総会の書面表決等）

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

議長は、表決権を行使することとなるため、出席した会員の中から選出する必要がありますが、「総会の議長は、会長がこれに当たる」とすることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。もっとも、第 20 条第 1 項に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席会員の 3 分の 2（4 分の 3）以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。

第 20 条第 2 項は、地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項に則る規定です。なお、書面又は電磁的方法による決議においては、その議決事項について会員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の開催の省略も認められていません。この決議に係る規定を設ける場合は、別途ご相談ください。

表決権は、地方自治法第 260 条の 18 により平等であることから、会員は各々一箇の表決権（1 人 1 票）を有することが必要です。しかし、従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第 21 条第 2 項の規定（特定事項について世帯の表決権を 1 票とすること）を設けることは可能ですが、世帯単位で活動して意思決定を行っていることが地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限ります。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決、代表者や監事の選任のような重要事項については同項の規定は適用されません。なお、同項を適用する場合も、世帯内の会員の表決権を剥奪することはできません。世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に委任することとなります。

定足数や会員数については、第 22 条 2 項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び代理行使を行った会員を含めることに留意が必要です。

なお、地方自治法施行規則の改正に伴い、令和 3 年 9 月 1 日より、書面だけでなく、電磁的方法による提出が可能になりました。この場合における電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる表決書の送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を提出する方法等が該当し得ます。この電磁的方法に係る規定を設ける場合は、別途ご相談ください。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 日時及び場所
- （2） 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- （3） 開催の目的、審議事項及び議決事項
- （4） 議事の経過の概要及びその結果
- （5） 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【解説】

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更を届け出る場合や、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1） 総会に付議すべき事項
- （2） 総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権を有しません）が、役員会に出席できることとすることは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるよう配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1） 別に定める財産目録記載の資産
- （2） 会費
- （3） 活動に伴う収入
- （4） 資産から生ずる果実
- （5） その他の収入

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において **4分の3** 以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

地縁による団体が法人格を取得する目的は地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにありますが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。資産については、第260条の2第3項第8号に基づき、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、地方自治法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成することとなっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産と考えられます。）を決定しておくことが適当です。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認を受けなければなりません。財産目録は地方自治法第260条の4により認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に作成しなければならないこととされているため、事業報告や決算も年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

本条は、地方自治法第260条の3に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は「規約変更認可申請書」により市町村長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

本条は、地方自治法第260条の20及び第260条の21に則るものであり、①破産手続き開始の決定、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡、⑤合併の場合に、当該認可地縁団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む。）することとなります。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能であり、その場合、第1項は「本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する」となります。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

（合併）

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、津市長の認可を受けなければ合併することはできない。

【解説】

令和4年の改正によって、地方自治法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められました。本条は地方自治法第260条の39に則る規定です。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、解散の決議と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件（地方自治法260条の2第2項）に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、市長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

（残余財産の処分）

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

本条は、地方自治法第260条の31に則る規定です。同法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

【解説】

認可地縁団体は財産目録を必ず作成し、構成員名簿とともに主たる事務所に備え置かなければなりません。

（委任）

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

【解説】

規約を施行するにあたっての細則等を定めることについては、役員会又は会長等に必ず委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、「弔慰金支給規定」、「旅費規程」等が考えられます。

附則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日（又は、認可年月日）から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

【解説】

附則第1項は、認可年月日から施行する場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は団体の事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定める必要があります。

総会議事録（例）

- 1 総会の種類 第〇回 臨時総会
- 2 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- 3 開催場所 〇〇〇自治会集会所
- 4 総会員数 〇〇〇名
- 5 出席会員数 〇〇〇名

総会員数の内、規約に定める定数を満たす必要があります。

（内訳：本人出席〇〇名・書面表決者〇〇名・表決委任者〇〇名）

6 議長及び議事録署名人選任の経過

定刻に至り、司会者〇〇〇〇は開会を宣言し、本日の総会は規約に定める定足数以上の会員の出席があったので、有効に成立している旨を告げた。

次いで、本総会における議長の選任を諮ったところ、議長として〇〇〇〇が選任され、就任した。

次に議長は、議事録署名人2名を選任したい旨を述べ、これを諮ったところ、満場一致をもって次の者を選任した。

議事録署名人 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇

2名以上

続いて議長の挨拶の後、議案の審議に入った。

7 議案

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 地縁による団体の認可申請をする件 |
| 第2号議案 | 自治会規約の改正の件 |
| 第3号議案 | 代表者及び役員選任の件 |
| 第4号議案 | 財産確定の件 |

8 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

議長は第1号議案を付議し、「当自治会が法人格を得て、集会所の土地建物を自治会の団体名義で保有し、登記等ができるようにするため、津市長に地縁による団体の認可申請をしたい。なお、当自治会の構成員としては従来どおり「津市〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの区域の住民としたい。」と述べ、その可否を諮ったところ、全員一致でこれを可決した。

議長は第2号議案を付議し、地縁による団体の認可申請のため作成した別紙〇〇〇自治会規約（案）につき、逐次的に説明し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

議長は第3号議案を付議し、代表者及び役員の選任を諮ったところ、「前規約による役員の任期が満了するまでは現行の役員でいこう。」という意見があり、全員がこれに賛同した。⇒前回役員選任をした議事録（議長及び議事録署名人の署名押印があるもの）の添付が必要。

又は、

新規約に従い、役員改選を行ったところ、選挙により次の者が代表者及び役員となることに決定し、本人もこれを承諾した。

会長（代表者）	〇〇	〇〇	（〇〇票）
副会長	〇〇	〇〇	（〇〇票）
会計	〇〇	〇〇	（〇〇票）
監事	〇〇	〇〇	（〇〇票）

マーカー部分 は議決結果の書き方です。議決したことだけでなく、何名から賛同を得たかの記載が必要です。



続いて、議長は第4号議案を付議し、当自治会の財産状況を詳細に説明し、別紙財産目録につき審議を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

議案毎の議決結果の記載は、「全員一致で可決した」もしくは「過半数（又は4分の3以上）をもって可決した」など、現行の規約に定める議決定数を満たしていることが分かるよう明記してください。

「賛成多数」や「拍手多数」では、何人が賛成で何人が反対であったのかが不明であることから、適切ではありません。

以上で本日の議事を終了し、議長は〇〇時〇〇分閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名（又は記名押印）する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇 〇〇

議事録署名人 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

会 員 名 簿

令和 年 月 日現在

番号	住 所	地 番	会 員 名	摘 要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

